

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者 様
(児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所)

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービス)の取扱い等について

このことについて、令和3年3月3日付け障第1332号「障害児通所支援等に係る令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴い4月までに対応をお願いする事務等について」にてお知らせしたところです。

このたび、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課から別添のとおり事務連絡があり、令和3年4月の報酬改定に伴う医療的ケア児(者)の新判定スコアに係る様式及び報酬の取扱い等について取りまとめられましたので、お知らせします。

また、児童発達支援事業所(主として重症心身障害児が利用する場合以外)又は放課後等デイサービス事業所(主として重症心身障害児が利用する場合以外)(以下「該当事業所等」という。)において、医療的ケア児の基本報酬区分の創設に伴い看護職員加配加算が廃止されるため、現に看護職員加配加算を算定している該当事業所においては、4月のサービス提供分から医療的ケア区分に応じた報酬を請求できるよう、下記を参考に対応をお願いします。

記

- 1 医療的ケア児に係る基本報酬区分の設定に係る4月までの対応手順(例)
(看護職員加配加算の届出がされている該当事業所等において対応する事項)
以下のとおり該当事業所等における手続きを示します。
 - ①旧判定スコアがあり、引き続き医療的ケアを必要とする障害児の保護者に対し、4月以降の報酬の取扱いや、旧判定スコアによる判定結果を給付決定元の市町村に提供する旨を説明する。
 - ②医療的ケア児の給付決定元の市町村に対し、旧判定スコアを提供するとともに、医療的ケア児の支給決定情報を「医療的ケア児」に決定するよう依頼する。
 - ③給付決定元の市町村において、提供された旧判定スコアを、当事務連絡の別紙2の読み替え表により読み替えたスコアにより医療的ケア区分1～3に区分された支給決定情報を基に、4月のサービス提供分からその医療的ケア区分に応じた報酬を請求する。

2 その他

4月のサービス提供分から医療的ケア区分に応じた報酬を請求する該当事業所等におかれましては、医療的ケア児の給付決定元の市町村に事前に相談いただきますようお願いいたします。

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課
【地域生活支援係】
担当係長 堀部 担当 井藤・金子
【事業所指導係】
担当係長 奥村 担当 入山・岩垣
【連絡先】
直通 058-272-8302 FAX 058-278-2643